

下関市立大学名誉教授の称号授与規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 41 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 106 条の規定に基づき、下関市立大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の基準)

第 2 条 名誉教授の称号は、退職のとき本学の学長又は教授であった者で、次の各号の一に該当する者のうちから選考によって授与する。

- (1) 本学の教授として、15 年以上勤務し（学長としての勤務年数を含む。）、教育上又は学術上の功績があった者
- (2) 本学の学長として、大学の運営に関し特に功労顕著であった者
- (3) 第 1 号に定める勤務年数には達しないが、本学の教授として教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(通算の基準)

第 3 条 前条第 1 号の勤務年数には、次の各号に掲げる年数を通算することができる。ただし、本学の教授として 10 年以上勤務した者に限りこれを適用する。

- (1) 本学の助教授及び准教授としての合計勤務年数は、教授勤務年数の 2 分の 1 の年数、専任講師及び助教としての合計勤務年数は、教授勤務年数の 3 分の 1 の年数
- (2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数は、本学教授勤務年数の 2 分の 1 の年数、助教授及び准教授としての合計勤務年数は、本学教授勤務年数の 3 分の 1 の年数、専任講師及び助教としての合計勤務年数は、本学教授勤務年数の 4 分の 1 の年数

(選考の手続き)

第 4 条 第 2 条の該当者に名誉教授の称号を授与しようとするときは、下関市立大学人事評価委員会が審議の上、学長に推薦しなければならない。

2 前項の推薦があったときは、学長は、教授会の議を経て教育研究審議会で決定し名誉教授の称号を授与する。

3 前項の名誉教授の称号授与は、教授会の構成員の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、学長が別記様式の証書を交付して行うものとする。

(礼遇)

第6条 名誉教授に対しては、本学の諸式典その他重要な行事への招待、研究上の諸施設利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇するものとする。

(その他)

第7条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

特 則

本規程にかかわらず、施行日以前に本学に在職し、第2条の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、教授会が適当と認めた者には名誉教授の称号を授与できる。

附 則（平成20年3月14日規程第17号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。